

熱中症対策 Q&A

質問1：熱中症対策の義務化はいつからですか？

回答：令和7年6月1日からです。労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則が改正され、同日より適用されます。

質問2：熱中症対策の義務化の対象となる農業者は誰ですか？

回答：労働者を雇用する全ての農業者および農業法人が対象となります。正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態に関わらず、労働者を雇用している場合は義務化の対象です。

質問3：家族経営の農業で、家族のみで労働を行う場合も熱中症対策は義務化されますか？

回答：いいえ、家族経営の農業で、家族のみで労働を行う場合は、労働者を雇用しているわけではないため、熱中症対策の義務化の対象とはなりません。ただし、家族内従事者やご自身を熱中症から守るため、同様の取り組みに努めることが推奨されます。

質問4：労働者を雇用していない農業者は熱中症対策を行う必要はないですか？

回答：労働者を雇用していない農業者については義務化されていませんが、家族内従事者やご自身を熱中症から守るため、同様の取り組みに努めることが推奨されます。

質問5：具体的にどのような熱中症対策が義務付けられていますか？

回答：熱中症の早期発見のための体制整備と、重篤化を防止するための措置の実施手順を定め、関係作業者に周知することが義務付けられています。具体的には、以下の内容が含まれます。

作業場所の温度や湿度、作業内容、作業時間などを考慮した熱中症予防計画の策定
作業環境の改善（通気性の確保、日よけの設置など）

作業時間の短縮や休憩時間の確保

水分・塩分補給の推奨

作業者の健康状態の把握

熱中症に関する教育・訓練の実施

熱中症発生時の対応マニュアルの作成

質問6：熱中症対策に関する情報はどこで入手できますか？

回答：以下の情報源をご参照ください。

農林水産省ホームページ「農作業中の熱中症を予防しましょう！！」

厚生労働省ホームページ「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」

一般社団法人日本農業機械化協会 参考動画「農作業中の熱中症を防ぐ」

質問7：熱中症対策を進める上で、参考になる資料や手引きはありますか？

回答：はい、厚生労働省では、事業者が熱中症対策を効果的に進めるための様々な資料や手引きを提供しています。例えば、熱中症予防のためのチェックリストや、具体的な対策事例集、熱中症発生時の対応マニュアルなどが公開されていますので、ぜひご活用ください。これらの資料は、厚生労働省のホームページから無料でダウンロードできます。

質問8：熱中症対策を怠った場合、罰則はありますか？

回答：労働安全衛生法に違反した場合、罰則が科せられる可能性があります。詳細は厚生労働省の関連法令をご確認ください。

質問9：農業における熱中症予防のために、特に注意すべき点は何ですか？

回答：農業の現場では、以下のような点が重要です。

高温多湿な環境下での作業

長時間労働

体力消耗

屋外作業

十分な水分・塩分補給

作業環境の整備

こまめな休憩

健康状態の把握

質問10：熱中症の初期症状にはどのようなものがありますか？

回答：熱中症の初期症状には、めまい、立ちくらみ、筋肉痛、大量の発汗、吐き気、頭痛などがあります。これらの症状が見られた場合は、すぐに涼しい場所に移動し、水分・塩分を補給し、安静にしてください。症状が改善しない場合は、医療機関を受診してください。